

短期入院の対象者

短期入院の対象者は、自動車事故対策機構の介護料受給資格者のうち、「特種」及び「種」の方です。

具体的には、自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、自動車損害賠償保障法施行令別表第一に定める第一級に該当する介護を要する後遺障害と認められた方又はこれと同程度以上の傷害を受けたと認められる方がこれに該当します。

自動車損害賠償保障法施行令別表第一

等級	介護を要する後遺障害
第一級	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

(参考)

種別		後遺障害等級
最重度	特種	常時要介護のうち、「自力移動が不可能である」等の要件を満たす方
常時介護	種	自動車損害賠償保障法施行令別表第一 第一級1号又は第一級2号を満たす方

(注) これ以外に、「種」(随時介護)の方にも介護料の支給を行っております。

独立行政法人自動車事故対策機構における短期入院費用助成制度

介護料受給資格者が、短期入院をした場合には1回の入院ごとに次の費用を1日あたり1万円で換算した額を上限として、年間30万円以内(年間30日以内)の範囲内で支給しています。(短期入院協力病院以外の病院に短期入院されても対象となります。)

(1) 入退院時における受給資格者の移送費

(2) 室料差額負担金及び食事負担金に要する費用として自己負担した額

なお、年間30万円以内(年間30日以内)の範囲内であれば、複数回の短期入院に適用できます。